

## 電子帳簿保存の承認申請に関するご案内

令和2年分の所得税確定申告より、青色申告特別控除65万円の適用要件に『電子帳簿保存』または「イータックスによる電子申告」が追加されます。

ブルーリターンAは、イータックス送信機能を備えており、また電子帳簿保存も法令で定めるシステム要件を満たしています。

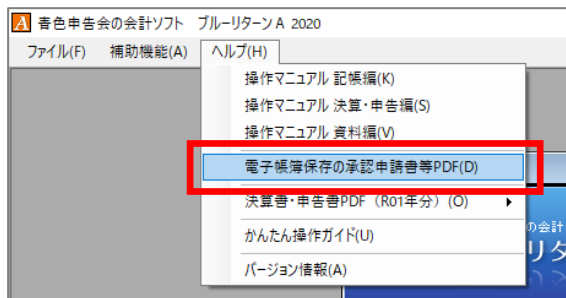
ブルーリターンAをご利用の皆様が電子帳簿保存とするための準備等についてご案内します。

注) 令和2年分から電子帳簿保存により青色申告特別控除65万円を適用するためには、**令和2年9月30日までに承認申請書を税務署へ提出**し、承認を受けて、同年12月31日までの間に帳簿の備付け及び保存をおこなう必要があります。

### 《承認申請書等の表示・印刷》

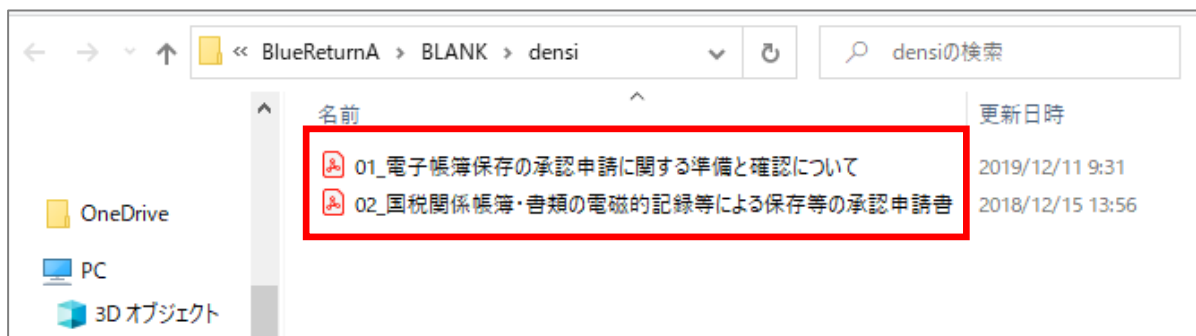
次の手順で承認申請書等を表示・印刷してご利用ください。

- ①ブルーリターンA 2020を起動し、画面上部の[ヘルプ]から[電子帳簿保存の承認申請書等PDF]をクリックします。



- ②電子帳簿保存の承認申請書等（PDFファイル）が表示されます。

[01\_電子帳簿保存の承認申請に関する準備と確認について]をご一読いただき、[02\_国税関係帳簿・書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書]を印刷のうえ税務署へ提出してください。



## 《承認申請書の記入について》

承認申請書等（A4用紙3枚）に記入する箇所は、背景が網掛けになっている部分のみ（1枚目と3枚目）となります。記入が完了したら、控用として申請書等をコピーして保管するとともに、原本を税務署へ提出してください。

国税関係帳簿・書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書

(帳簿) (書類)

整理番号	
住所又は居所 (フリガナ)	(電話番号 - - )
電話番号	
税務署長殿 (フリガナ)	
氏名	◎

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条第1項及び第2項の承認を受けたいので、同法第9条第1項及び第2項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする国税関係帳簿・書類の種類、備付けを開始する日及び書類の保存に代える日、保存場所等

帳簿・書類の種類 種別 名称 等	備付け開始日 及び書類の保存に代える日	保存方法	納税地等(上記) 保存場所(下記)
所得税法 消費税法	年 月 日	電磁的記録	
仕訳帳・繰勘定元帳・補助元帳・現金出納帳・預金出納帳・売掛帳・買掛帳・繰越計算書・貸借対照表			

年 月 日

事務手続を明らかにした書類 及び  
事務手続を明らかにした書類  
のものとなります。

週次/ 月次/ その他 ( ) で  
のうちに修正・削除を行います。

網掛けの部分に記入してください。チェックボックスは該当箇所を☑で選択してください。

(2) 手順

①  振替伝票入力機能 /  仕訳帳入力機能 /  帳簿入力機能 /  メニュー入力機能 を使用して入力します。

② 記帳データの修正・削除については、日常取引機能より、各帳簿から直接行います。

2. 出力について

(1) 日程

各帳簿の確認は、 日次 /  週次 /  月次 /  その他 ( ) に、以下に☑した帳簿等をディスプレイ等に表示しておこないます。

## 《記入上の留意点》

令和2年分から電子帳簿保存をおこなう場合、申請書様式1枚目の「備付け開始日及び書類の保存に代える日」欄は、申請書を提出する日にもとづき次のとおり記入します。

承認申請書の提出日	備付け開始日及び書類の保存に代える日
令和2年1月1日～同年9月30日	提出日から3か月後の日以降の任意の日 [令和2年12月31日まで]
[新規開業]開業日から2か月以内	開業日から5か月以内の任意の日 [令和2年12月31日まで]

※承認申請書の提出日が令和2年10月1日から令和3年9月30日の場合、備付け開始日は令和4年1月1日となります。この場合は令和4年分から電子帳簿保存となります。